

新潟市畜産経営支援事業費補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、畜産業の振興及び畜産経営環境の整備を行うことにより、地域社会と調和した畜産経営の安定的な発展のために取組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 市長は、別表1-1の補助対象者の欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）が行う別表1-2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）において、機械・施設等の導入を行うために必要な経費のうち、補助金の交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 国または県補助金の交付を受ける事業は、本事業の交付を受けることができないものとする。

(交付の申請)

第3条 事業主体は、様式第1号（補助金等交付申請書）を、市長に提出するものとする。

(補助金額等の変更の承認)

第4条 事業主体は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第2号（補助事業変更申請書）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 事業主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内または事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第3号（補助事業実績報告書）により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第6条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械・器具とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、事業主体が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、または事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金等交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市畜産経営支援事業
(要綱別表1-2に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の着工(予定)年月日
年 月 日
- 6 補助事業の完了(予定)年月日
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類
要綱別表1-1及び1-2のとおり

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、
次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称

年度 新潟市畜産経営支援事業
(要綱別表1-2に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)

2 変更の内容

変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市畜産経営支援事業
(要綱別表1-2に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精算額
- 3 補助事業完了年月日
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
別添「領収書の写し」のとおり
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
要綱別表1-1及び1-2のとおり

別表1-1 実施基準

<p>補助対象者(事業主体)の要件</p>	<p>要件1:次に掲げるいずれかの要件を備えたものであること。 (1)農業経営改善計画認定者(認定農業者)または青年等就農計画認定者(認定新規就農者)であること。 ※(1)には、認定見込者を含む。 (2)団体は、次の要件を満たしていること。 ①構成員の2/3以上が1(1)の要件を備えていること。 ②団体の規約が整備されていること。 ③代表者を定めてあること。 ④組織(代表者)名義の口座があり、1年以上の活動実績があること。 ⑤代表者は認定農業者であること。 ⑥認定農業者以外の農家は、農業経営改善計画書に準じた書類を提出すること。</p> <p>要件2:以下の全てを満たしていること。 ①個人または法人にあつては市税を滞納していないこと。 ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。 ③暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。 ④暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。</p> <p>要件3:家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の管理基準が適用される畜産農家または団体、法人であること。</p>
<p>特例について</p>	<p>別表1-2(1)畜産振興機械・施設整備支援において、団体、法人については、国若しくは県の補助事業の対象外となる事業に限り、補助事業費上限なしの特例を受けることができる。ただし、補助率は当該事業に要する経費(税抜価格)の3/10以内とし、補助上限額は90万円とする。</p>
<p>添付書類(共通)</p>	<p>【交付申請書】 (1)事業費(「リース」の場合はリース料金)の3者見積もり (2)事業主体である団体・法人の規約の写し及び構成員名簿(個人の場合を除く) (3)機械・施設等のパンフレット(堆肥化施設維持管理支援を除く) (4)設計図(据え置き機械・施設整備の場合) (5)要綱別表1-2中の「添付書類」に定める事業別の添付資料 (6)新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)※事業主体が個人または法人の場合 (7)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(添付資料含む)</p> <p>【実績報告書】 (1)事業実施成果の写真(3枚以上を添付する) (2)領収書の写し (3)要綱別表1-2中の「添付書類」に定める事業別の添付資料</p>

別表1-2 畜産経営支援事業 事業内容、実施基準及び対象機械・施設一覧

種目	事業名	補助対象者 (事業主体)	事業 期間	補助対象経費	補助対象 事業費	補助率	採択基準	添付書類	補助対象機械・施設等		リース対象機械施設等		備考	
									取組推進	機械整備	施設整備	機械整備		施設整備
機械・ 施設 整備 支援	(1) 畜産振興機械・施設整備支援	【購入】 個人、団体、法人 【リース】 個人、団体、法人 ・別表1-1要件1、2適用 ただし、リースの場合は借受者により判断する。	1年	・畜産経営の拡大、拡充及び自給飼料生産の拡大、適正な飼養管理のために必要な機械・施設整備を行うのに要する経費 ・農業協同組合、民間リース会社が左記(1)事業を行う個人、団体、法人に機械・施設のリースを行うのに要する経費	事業費の範囲 1台(機・基) 50万円以上 300万円以下	当該事業に要する経費(税抜後価格)の3/10以内	①事業実施内容に応じた取組が確保されること。 ②具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 ③購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること。	【交付申請書】 ・共通添付資料1(計画書) ・共通添付資料2(機械整備の場合) ・共通添付資料3(機械整備の場合) ・施設整備の場合は、規模の適正を判断できる資料(任意様式) 【実績報告書】 ・共通添付資料1(実績書) ・「購入」の場合は、導入した機械・施設の保険加入を証する書類 ・「リース」の場合は、機械購入実績を証する書類及びリース契約書の写し	—	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	
	(2) 堆肥化施設維持管理支援	個人、団体、法人 ・別表1-1要件1、2、3適用	1年	・既存の堆肥化施設の機能・能力の維持のために必要な機械・施設の修繕等を行うのに要する経費	修繕事業費 50万円以上	当該事業に要する経費(税抜後価格)の1/2以内 ただし補助金の限度額は180万円とする。	①事業実施内容に応じた取組が確保されること。 ②具体的な修繕計画を作成し、長期的に施設としての維持管理が行えること。 ③施設の修繕に周辺住民の合意が必要な場合は、合意をとること。 ④補助事業によって取得した機械・施設の財産処分が必要な場合は、必要な手続きを行うこと。 ⑤従前のものから機能の増強とならないこと。 ⑥修繕対象物件は、原則として自己資産であること。 ⑦過去に当該事業を使用した箇所の修繕でないこと。	【交付申請書】 ・施設の修繕に係る事業内容を市と打合せした記録資料(任意様式) ・補助金額算定に関する内訳の詳細資料 ・事業実施予定箇所の地図及び修繕物件の施工予定図面 【実績報告書】 ・事業実施に係る納品書の写し、領収書の写し(補助対象事業費がわかるもの) ・事業実施箇所の地図及び修繕物件の施工図面 ・施工前、施工中、施工後の状況がわかる写真またはそれに代わる書類	—	①修繕が必要と認められる機械器具 ②修繕を行う場合の撤去費	①修繕が必要と認められる施設 ②修繕を行う場合の撤去費	—	—	

【要綱別表】（共通添付資料1）

年度 新潟市畜産経営支援 事業計画書（実績書）

畜産振興機械・施設整備支援

堆肥化施設維持管理支援

事業主体名						
所在地		認定農業者 認定年月日				
目的・必要性等	【目的・必要性】					
事業の概要	事業内容	構造・規模・能力	数量・単価	事業費	補助率	市補助金
				円		円
施工箇所 ・設置場所			計	円		円
負担区分	事業費	市補助金	団体		その他	
	円	円	円		円	

○現在の経営状況と3年後の計画について

項目 畜種等	当該年（ 年）				3年後の計画（ 年）			
	頭羽数 （頭・羽）	収入 （万円）	経費 （万円）	所得 （万円）	頭羽数 （頭・羽）	収入 （万円）	経費 （万円）	所得 （万円）
合計								

※申請者の経営全体の状況を記載すること。
 ※「作付面積」欄を申請者の経営内容に変更して記載すること。
 ※畜産以外の経営を行っている場合は「頭羽数」欄を申請者の経営内容（耕種内容は、アール）に変更して記載すること。

【要綱別表】（共通添付資料2）

農業機械における補助対象事業費積算内訳書

事業主体名 (リース借受者)	()
-------------------	-----

【農業機械導入計画】

(単位：円)

導入機械	メーカー・型式名	数量 ①	見積価格		上限補助金額算定				補助金算定上の 事業費 (③または⑥の いずれか低い額)
			単 価 ②	金 額 ③ (=①*②)	メーカー希望小売価格		一定率 ⑤	算定事業費 ⑥ (=④*⑤)	
					単価 ②'	金額 ④ (=①*②')			
小計									
小計									
小計									
			見積額の計	(③の合計)	補助金額算定上の事業費計				

- 注 1) 交付決定後に事業費が変更となる場合は上段に () 書きで変更前を記入すること。
 2) 交付決定年月日、番号は事業認定後（又は交付決定後）に事業費が変更となる場合のみ記入すること。
 3) 記入欄には、本体機と付属品及びアタッチメントを併せて記入すること。

【要綱別表】（共通添付資料3）

導 入 機 械 能 力 算 出 基 礎 表

a 機械1台当たりの能力

作業名	作業機名	区 分	能力等 PS・縞	時間当たり作業量（作業面積）					1日当たり作業量（作業面積）				期間中の作業可能日数				期間中 の作業 面積 ha	
				作業幅 m	作 業 速 度 km/時	理 論 作 業 量 ha/時	ほ場作 業効率 %	ほ 場 作 業 量 ha/時	1日の 作 業 時 間 時間/日	作 業 回 数 回	実作業 率 %	1日の 作 業 面 積 ha	作業期間 月日~月日	日 数 日	可 能 日数率 %	可 能 日 数 日		
		既存の 機 械																
		導入予 定機械																

- (注) 1 上段は既存の機械，下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は，記入欄を適宜増やして記入する。
 2 作業量（作業面積）の算出方法については，「農業機械の適正導入に係る指針（平成31年4月）」の第5章第1の計算式を参照のこと。

b 導入必要台数

作業名	作業機名	利用単位 ()	既存機械の能力		不 足 作業単位 ()	導入機械 の 能 力 ()	導入必要 台 数 台
			台 数 台	作業可能 単 位 ()			

- (注) 1 収穫・調整機械等については，作業ピーク時に対応できる能力とする。
 2 この様式によることが困難な場合は，様式についてこだわらない。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、新潟市畜産経営支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は次のいずれにも該当しません。
- 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

新潟市長 様

住所

(ふりがな)

氏名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

性別 男・女

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

※ 個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市畜産経営支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員又は支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市畜産経営支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意し、当該照会に必要な役員等の情報（役職名、氏名、生年月日、性別、住所）を記載した名簿の提出を求められた場合は、指定の期日までに貴市に提出します。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名